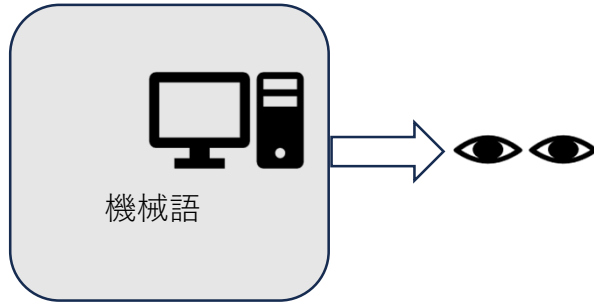


- 社会のデジタル化 = 事業者と消費者（人間）の格差問題である



デジタルによる意思疎通は、本来人間にとって無意味（理解不能）な、0101・・・という数字の羅列を介して行われる。これを人間が、意味ある情報群であると理解するためには、電子機器や通信機器等を利用して了解可能な情報とする必要がある。この電子機器や通信機器・利用サービスは、全て事業者が販売・管理・サービスを提供しているものであり、これらの事業者の事業活動に依拠しない限り、人間は、およそデジタルデータにアクセスすることができない。
デジタル化は、典型的な事業者と消費者（人間）との問題である。

- 。デジタル社会と法



第8次消費者委員会の当面の課題（超高齢化社会における消費者被害の対応）

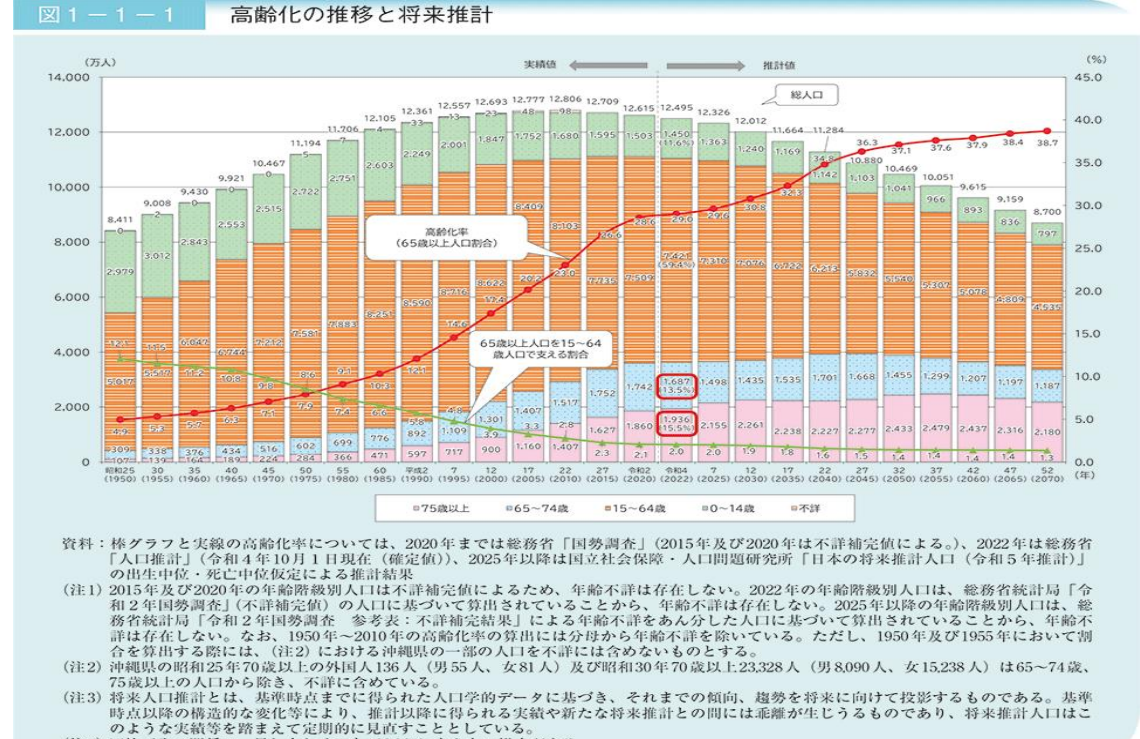
令和5年度高齢社会白書

高齢化社会問題は消費者問題である

人が高齢者となるということは、徐々に生産活動から身を引き、他者のサービスによって自己の生活を維持するということを意味する。すなわち、高齢者の抱える問題は、消費者対事業者間の問題であり、まさに消費者問題として捉えることになる



消費者の脆弱性への対応
 一般的平均的合理的消費者
 ≠
 現実の消費者



事業者による役務提供

- 「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」（総務省令和5年8月7日）
- 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（消費者委員会平成29年1月13日）

地方消費者行政

- 消費者安全確保地域協議会（消費者安全法）と重層的支援体制整備事業（改正社会福祉法）の協働消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプランへの対応

第8次消費者委員会の当面の課題（第7次委員を経ての問題意識）

- 第5期消費者基本計画の対応
 - 基本計画に盛り込むべき内容の確定
 - 第4期消費者基本計画の工程表（ロジックモデルとの関係）
- 行政と民間の役割の在り方の再検討（ルール形成WG）
 - 「多数消費者被害に係る消費者問題に関する意見～消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ 報告書を受けて～」（消費者委員会：令和5年8月10日）
 - 破綻必至商法の定義
 - 破綻必至商法を停止するための行政処分の創設、行政庁による破産申立て権限の創設、違法収益はく奪のための行政手法の創設、会社法の解散命令の活用・拡充
 - 金融商品取引法等の一部を改正する法律によって定められる金融経済教育推進機構設置が想定されている中での破綻必至商法の市場からの排除の方法について
- 「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理」（以下、「議論の整理」）との関係
 - 議論の整理で指摘された論点は、当面の課題に多数取り込んでいる。
 - 消費者庁内で議論の整理をどのように実現させるのか、消費者契約法の改正動向も踏まえて、対応を検討。
- 公益通報者保護法
 - 公益通報者保護法について、社会の耳目を集める事例も報告されている
 - 運用等について、委員会として常時検討すべき。
- 消費者庁以外の省庁が主管している法律についての対応の必要性